

梓神子と神事舞太夫

林 淳

Azusa Miko and Sacred Dance Masters (Shinjimai-dayu)

HAYASHI Makoto

はじめに

- ① 神事舞太夫と陰陽師との争論
- ② 教団の形成
- ③ 神子の類型について

【論文要旨】

神子の歴史社会的な存在形態を考えようとした場合、神田より子、西田かほるの先駆的な仕事を踏まえ、さらなる議論を展開する必要がある。西田は、近世において神子の本所がなぜできなかったのかという根本的な問いを発している。この問いは、九〇年代以降に盛んになった近世の民間宗教者の家職をめぐる研究史の虚をついたものである。西田は、「本所を持たない神子は、みずからの宗教活動を幕府から保証されるために、みずからの夫や父、よりいえば男性の所属する宗教各派の編成を受けてゆくことになるのである」、「イエによって職が継承されるという近世社会のあり方」と指摘した。これに対して、東北地方において神子の重厚なフィールド調査を重ねてきた神田は、修験系の神子の儀礼を論述する中で、西田説をとりあげて「神子は元来本所がないから、修験ともイエの論理で結びしていたとする西田かほるの論はあたらない」と批判している。この問題は、同じ神子と呼ばれたものの社会的存在形態が、地域的にも時代的にも多様で振幅をふくむものであり、一般化の危険を示唆している。

本稿は、神事舞太夫と梓神子の教団形成をたどり、神子の分類を試みるものである。彼らの頭役であった田村家は、配下が夫婦で活動することを義務付けていた。梓神子が他の系列の男性と婚姻を結ぶことは禁じた。東北の神子や田村家配下の梓神子は、師匠の家に住み込み、作法を叩き込まれて、一人前になるため訓練された点で共通していた。その意味ではプロフェシヨナルであり、より高度な技法を身につけていた専門職といえる。それに対して土御門家配下、吉田家配下の神子は、本所に対して貢納料を支払って、自らが行っている活動を継続させようとした。ここでは本所は、神子は何をやっているのかに関して関知しなかったと思われる。神田が紹介した東北の神子が、自らの檀那場を保有して、経済的にも自立した存在であったが、田村家配下の梓神子は、男性（神事舞太夫）のもとで統率されて、キラパンを組んで共同で営業を行っていた。両者の間には、大きな違いは歴然とあった。近世以降の神子を研究する場合、再生産の仕組みや檀那場の所有に注目しつつ、地域性の違いを繰り返す作業が必要となる。

はじめに

神子の歴史社会的な存在形態を考えようとした場合、神田より子⁽¹⁾、西田かほる⁽²⁾の仕事は、現時点での研究史の到達点をしめしたものである。神田は、宗教民俗学的なアプローチで東北地方の神子をつぶさに調査し、神子や修験についての詳細なモノグラフを作成し、近世から現在にまでの神子の通史を描くことに成功している。西田は、近世史研究の一環として、家職編成の視点から問題に肉薄している。信濃国、甲斐国の史料のもとづいて、神子だけではなく、諸宗教者の存在形態を実証的に跡付け、地域の特性を描くところに、西田の手堅さがうかがえる。

西田は、「神子」という論文で、神子の本所がなぜできなかったのかという問いを発している。九〇年代以降、修験、神職、陰陽師、虚無僧などの家職編成が解明されてきたが、その成果に照らすならば、西田の問いは、宗教者の家職編成について根源的な問いを投げかけたことになる。西田は、つぎのように語っている。

「神子にとつても、本所の編成を受け、神子として社会から認められることには変わりなかった。ただし、ほかの宗教者と神子が決定的に異なる点は、神子には神子独自の本所がないことである。先から述べているように、神子には夫がいた。夫は百姓の場合もあるが、神主や修験、西後屋敷村にみたような万歳などの芸能的宗教者も多い。本所による宗教者の編成が進むなかで、本所を持たない神子は、みずからの宗教活動を幕府から保証されるために、みずからの夫や父、よりいえば男性の所属する宗教各派の編成を受けてゆくことになるのである」⁽³⁾

西田自身は、その理由を「イエによって職が継承されるという近世社会のあり方」から説明しようとする。ところで神田は、修験系の神子の儀礼を論述する中で、以下のように西田の見解について批判的に言及している。

「神子は修験道の組織の一員として組み込まれる事で身分を保障され、修験各派から神子補任状を受け、地域社会内での宗教活動の場を認められるようになる。また各派の要求する上納金の分担者にもなつてゆく。当時の南部藩内では、神子は修験者と同様、各地域の組頭の下に組み込まれ、その上に年行事、さらに藩の惣録がいた。だから神子は補任の際に納める上納金は組頭、年行事を経由して本所に納める形式だった。こうした支配システムの中であつて、神子は組頭を通して本所と結びついていた。だから神子は元来本所がないから、修験ともイエの論理で結びついていたとする西田かほるの論はあたらない」⁽⁴⁾

ここでの神田による西田説批判は、やや性急すぎる気がする。神田が調査してきた東北地方の修験系神子と、西田が関心を寄せる信濃国の芸能的宗教者の神子は、地域的にも、社会的にも相当に異なるものである。神田が指摘しているように、東北地方の神子は、男性の修験と対等に、ある意味では独立した地位をもつ誇り高き人々であった。こうした東北地方に見られる自立型の神子と比べると、西田が紹介している芸能的宗教者は、異なる地域と異なる社会の位相に生きていたと言わねばならない。

本稿は、神事舞太夫と梓神子の教団形成をたどり、神子の分類を試みるものである。⁽⁵⁾浅草に住む田村八太夫は、関東に散在する神事舞太夫と梓神子を編成して、組織をつくりだした。陰陽師を支配した土御門家は、

陰陽師支配を始めると同時に、神子も配下に組み入れていこうとしたが、陰陽師と神子が夫婦となり、家族をつくることを強制したことはなかった。まず末端の配下がいかなる家族構成をとっていたかについて関心を寄せなかった。土御門家としては、陰陽師の免許状、神子へも免許状を発給し、上納金の納入を求めたが、それさえうまく行っていけば、それ以外のことは関心もなかった。しかし田村家は、土御門家とは異なる仕方、配下夫婦が活動することを強制し、義務付けていた。配下の女性、他の系列の男性と婚姻関係を結ぶことは、事実上禁じていた。その点から見ると、ある意味で田村家では、神子の本所化が進んでいたともいえる。西田が指摘するように、神子専用の本所はなかったが、それに近い存在はあった。

① 神事舞太夫と陰陽師との争論

貞享元年（一六八四）に江戸役所陰陽師触頭と幸松勘太夫との間で、つぎに紹介するような争論が発生した。その折りに勘太夫が寺社奉行へ上申した書上の一部である。

「御公儀様を被為仰付候而関八州支配下之者其不残吟味仕当七月廿七日二判形取候証文共、段々被極御吟味、去る九月十八日 御奉行坂本内記様・本多淡路守様於御前杉井大隅・同因幡・菊川伯耆・正木織部右四人勘太夫被召出、幸松勘太夫義者代々舞太夫家二而何も両部神道之神道二而仕来ル也、陰陽師家者唯一神道也、然者八州支配之者共八代々舞太夫家之証文共也、其上 権現様を御朱印頂戴仕候者二候事、前々 寺社御奉行様御裁許状持来候処明白也、此度如先規舞太夫梓神子支配古来之通二可仕之旨御裁許之上於御前家職書御取替罷極、舞太夫梓神子之義古来分仕来候通何も両部習合之神道

二而祈念幣帛等可相勤旨被仰出候、勿論陰陽師家之所作堅可為停止旨被為仰出候処、陰陽師方々様々紛鋪義申候、依之十月九日 御公儀様江罷出支配下江出候職札書御上読二入候、所々被為聞召上弥舞太夫梓神子之義者家職古来分勤来候通二両部習合之神道二而祈念幣帛等可相勤之由組中不残申渡候様二と御意被極候二付、此職札書銘々相渡者也」

幸松勘太夫によれば、関八州の芸能者は元来より勘太夫支配であり、そのことを認めた家康の朱印状が出されており、寺社奉行の裁許状でも許可されているという。舞太夫・梓神子は、両部習合神道流の祈念幣帛を勤めてきたが、陰陽師の唯一神道とは異なることが主張されている。

元禄六年（一六九三）に陰陽師が、舞太夫のことを寺社奉行に訴え、吟味が行われた。同年三月に頭役幸松勘太夫は、誤証文を寺社奉行に出した。元禄八年にも両者の争論がおこり、幸松勘太夫は訴訟に敗れ、寺社奉行へ再び誤証文を提出した。しかし、その後も舞太夫と陰陽師との争論はやむことはなく、同年八月に幸松勘太夫は追放となった。この時の争論で寺社奉行は、陰陽師、舞太夫の職札改めを実施した。つぎに、陰陽師の家職書、舞太夫の家職書を引用する。

「陰陽士家業 元禄八乙亥八月十八日能登守宅改之

- 一、判はんじ諸事占方之事
- 一、神道行事一切之祈禱之事
- 一、地祭家堅五穀之祭之事
- 一、四季之被荒神祓並札守之事
- 一、曆年筮配候事
- 一、秘符ましない矢除守之事
- 一、日曆十二神之札並神馬札之事

千寿万歳之事

右、従古来職候、其外於所々神事祭礼幣帛等神市の職ニ付、貞享元
子十月書付差上之、弥舞太夫家業ニ紛敷由仕間敷旨証文差上之
右、土御門殿下
菊川右近
同 齋宮(7) (傍線、林)

「舞太夫職 前同前

- 一、大黒之像前々々配来候事
- 一、獅々面を持有々ニ而釜の毒払申候事
- 一、祭礼之宮ニて舞音曲勤来候事
- 一、月待日待之時幣帛を数珠錫杖を持祈祷を仕並御符守出シ来候、
いづれも習合之神道相勤候事

梓女職

- 一、紙にて青すふと申置なからを切釜のむかひにはり釜を払ひ
候事

- 一、絵馬申猿馬を引候絵正月配候事

- 一、珠数占死人の口寄を勤候事

右、七ヶ条貞享元年子九月十八日奉行所江幸松勘太夫書之、従古来
勤来候由、弥七ヶ条之通ニ梓女自分ハ不及申支配下迄急度可相守之
職札之由自今ハ出候時節之年号月日記之、尤陰陽家ニ紛敷作業仕間
敷段幸松勘太夫証文差上之⁽⁸⁾

元禄八年(一六九五)八月十八日に寺社奉行戸田能登守忠真の所で、
陰陽師、舞太夫の家職の改めが行われて、陰陽師、舞太夫とも二度と紛
らわしきことを行わないことを誓い、証文を提出した。双方の職札は、
貞享元年の裁許の時点で寺社奉行に提出したものと同じであったと記さ
れており、寺社奉行は双方の職札を再確認した。傍線部にあるように神

事祭礼幣帛などは神市の家職であり、神市は陰陽師配下であるというの
が、土御門家江戸役所の立場であった。土御門家江戸役所は、勘太夫配
下の梓女は口寄せを行ったとしても、神事祭礼に関与することはできな
いはずであり、もし神事祭礼に関わるならば、土御門家配下の神市にな
るべきだと主張したものと思われる。

元禄九年には寺社奉行が舞太夫の職札を吟味し、後見役の田村八太夫
に以前の職札を回収するように命じた。元禄十五年に夷願人との争論が
おこって、その裁許では舞太夫の次第書・職書・三枚の絵形が承認され
た⁽⁹⁾。宝永五年(一七〇八)に寺社奉行は再度舞太夫の職札を定めた。こ
の時の書付では、田村八太夫は、梓神子と他家の神子が混雑して迷惑で
あるので、今後は配下の梓神子には職分を書いた書付を所持させ、判形
によって改めを行い、混雑を避けようと思うので、その旨を認めて欲し
いと寺社奉行に願った。

元禄十一年(一六九八)に菊池久太夫が頭役を相続し幸松勘太夫を名
乗るが、宝永四年(一七〇七)に再び陰陽師との争論があつて、その結
果菊池久太夫は、寺社奉行によって罷免される。代わって宝永五年より
田村八太夫が頭役となり、以降、幕末まで舞太夫は田村家が相続するこ
とになった。

これまでの経緯を見ると、主要な争論は、貞享元年、元禄八年、宝永
四年と、少なくとも三回あつたことが確認できる。そのうちの二回は、
舞太夫頭の追放、罷免という処罰で終結しており、寺社奉行は、陰陽師
に有利な裁許を出してきたと言わねばならない。しかし元禄十三年、享
保十六年と陰陽師が、舞太夫を出訴した時には、寺社奉行は陰陽師の訴
えを斥けた。舞太夫・梓神子の家職書が整うのにしたが、寺社奉行は
陰陽師優遇策を見直しはじめた。

元禄九年四月に舞太夫は、寺社奉行に神子勤方を上申し、それを認め
るように願ひ出た。先述の通り、同年五月に寺社奉行は、田村八太夫に

幸松勘太夫時代の職札回収を命じた。同年十一月に寺社奉行は、梓神子勤方を加えることの許可を下した。発給の年月から見て、史料十三が、この時の梓神子勤方である可能性はある。

「 覚

一、於 関東梓神子職
 分明ニ可相勤、若此判
 鏡ヲ不持者梓職仕候ハハ
 可令停止者也
 元禄拾年丁丑八月日

幸松跡目さん 印

手代 田村八太夫 印

同断 賀生和泉 印

同断 斎藤主殿 印

同断 坂井加兵衛 印

同断 萩原右京 印

右者梓神子職法差免し候、役人連印名前為覚相印置者也⁽¹⁰⁾

ここで注目したいのは、この許状を發給しているのが、幸松勘太夫ではなく、幸松さんである点である。幸松家の女性が、梓神子の統括者として名前を出している。

元禄十一年（一六九八）五月九日に寺社奉行は梓神子職書を認めたが、それは正式に田村家配下における梓神子支配を許可したことを意味していた。同十三年に陰陽師が、舞太夫を梓神子の件で出訴したが、寺社奉行が出訴を却下した。おそらくすでに梓神子職書が、寺社奉行によって公認されたためであろう。夷願人との争論の折りの寺社奉行裁許状では、「舞太夫」が「神事舞太夫」となり、「梓女」が「梓神子」となった点が決定的な相違点である。梓神子職書は、正徳元年に寺社奉行で吟味さ

れ、さらに同三年正月十八日に寺社奉行によって田村家へ、以下のような梓神子法例として仰せ付けられた。

「 梓神子法例

一、諸国散在之梓神子如伝来、初勤諸神勸請、次家法之梓致執行、勿論神差帰上之法式並荒神鎮座之祓及幣帛等以習合神道二而壇中之諸祈祷可相勤之者也、若於国々紛敷梓神子於致徘徊者以此判形而相改堅可停止事

右書附之趣嚴密可相守之矣、若以新法他職而乱家法者有之者、急度可為越度者也

正徳三癸巳曆正月十八日

舞太夫

田村八太夫 印

寺社

御奉行様⁽¹¹⁾

舞太夫の家職に、この梓神子法例が追加されたことの意義は大きく、舞太夫の教団が、梓神子をふくむ教団として公認されたことを意味した。陰陽師との争論をくり返しながら舞太夫教団は、組織の結合を強めてきた。梓神子所屬についての陰陽師による出訴はきびしく、それとの対決を通じて舞太夫は梓神子を組み込んだ教団形成に尽力した。寺社奉行からの許可を得て、舞太夫、梓神子は神事をも行うことができるようになった。その点から言うと、正徳三年（一七一三）は、舞太夫教団にとって画期であったといつて過言ではなかった。

吉田家の神職支配、土御門家の陰陽師支配が拡大するなかで、烏帽子、布衣などを着して神事を行うことが、標準形として普及し、神事を見る人々の通念をも形成した。舞太夫、夷願人も神職の衣裳を身につけて活動しようとしたが、家職書にその記述がなく、いたしかたなく無断で神

職の衣裳を着していたと思われる。それが、争論の火種になったと思われる。

吉田家、土御門家のような公家であるならば、門弟に烏帽子、衣裳を許可することをできるが、勘太夫、夷願人頭の西村太郎兵衛の場合には、配下に衣裳を許すことは無条件にはできなかった。そのためには寺社奉行による許可が必要となったと考えられる。享保十一年二月二十二日に寺社奉行は、田村八太夫に衣裳のことを指示していた。それによって神事を行う場合に舞太夫は、正式に布衣を着するようになった。

② 教団の形成

元禄年間から正徳三年まで夷願人、陰陽師との争論をくり返ししながら神事舞太夫教団は、組織の結合を強めてきた。梓神子所属についての陰陽師からの出訴はきびしく、それとの対決を通じて神事舞太夫は梓神子を組み込んだ教団形成に尽力した。寺社奉行からの許可を得て、神事舞太夫、梓神子は神事をも行うことができるようになった。その点から言うところ、正徳三年は、神事舞太夫教団にとって画期であった。

夷願人に対しては、神事舞太夫側が強気で、夷願人の神事を執拗にとがめた。他方で陰陽師に対しては、陰陽師が有利であって、梓神子による神事祭礼の停止を求めてきた。どちらの場合でも、神事執行が争論のきなめであったことに注意したい。吉田家の神職支配、土御門家の陰陽師支配が拡大するなかで、烏帽子、布衣などを着して神事を行うことが、流行し、共通の通念になった。神事舞太夫、夷願人も神職の衣裳を身につけて活動しようとしたが、家職書にその記述がなく、いたしかたなく黙って神職の衣裳を着していたが、それが争論の火種になった。夷願人は、神事舞太夫に責め立てられ、神事舞太夫は、陰陽師に出訴されたのであった。正徳三年の寺社奉行裁許の前後に、神事舞太夫教団は組織の

体制をととのえたと思われるが、関連する事項を二点に整理しておこう。第一に、神職の衣裳である。吉田家、土御門家のような公家であるならば、門弟に烏帽子、狩衣を許可することもできるが、幸松勘太夫、夷願人頭の西村太郎兵衛の場合には、配下に衣裳を許すことは無条件にはできなかった。寺社奉行による許可が必要となったことは言うまでもない。享保十一年二月二十二日に寺社奉行は、田村八太夫に衣裳のことを指示していた。それによって神事を行う場合に神事舞太夫は、布衣を着するようになった。

第二に、田村八太夫は、神事舞太夫、梓神子が「平人」、および他の系列の宗教者と婚姻することを禁じていた。とくに神事舞太夫の娘が、夷願人や陰陽師のところへ嫁ぐことを禁止されていた。

神事舞太夫教団は、寺社奉行の行政命令を直接に仰ぎながら、排他的な組織を形成していった。「神事舞太夫」・「梓神子」という名称変更、神職の衣裳は、神職としての自覚に結びついている。また同業者内部の婚姻強制は、神事舞太夫が、居住している村よりも、神事舞太夫の同業者の仲間の方が一層重大で、かたい絆で結ばれていることをしめしている。

神事舞太夫教団は、信濃国^② 関八州にひろく配下を拡大し、宗教者、芸能者には多大なインパクトを与えていたと思われる。その規模の一端をしめす表を掲げることしよう。これは、寛政年間の史料によって作成されたものである。史料にもとづき国別に表化したものである。

③ 神子の類型について

神田より子によると、東北地方の神子は、師匠の家で、幼い頃から下積みの生活を送り、神子の技術、知識を伝授されていき、その後独立した神子になっていく過程がある。神子は、自らの檀那場をもって活動

を営み、男性の修験に依存することなく、自立した存在として振舞う。排仏毀釈、修験道禁止令以降、修験が廃業を余儀なくされていく中、むしろ神子は、地域社会の要請に依りて、年中行事や芸能を引き受けて、勢力を伸張された可能性も考えられるであろう。

筆者が研究してきた土御門家の陰陽師支配では、神子もいるはずだが、史料の上で明確に浮かび上がることはない⁽¹³⁾。陰陽師勤職には、神子が、神を迎えて、神を帰すような儀礼を行うと記されているが、具体的には不明である。神子がいたとしても、陰陽師も同様であろうが、土御門家の側から、営業に要する必要な修練や伝授のプログラムを供給されていたわけではなかったと思われる。簡略した神事や配札が、土御門家配下の神子の活動の実態であったと想像される。

田村八太夫が支配してきた関東の梓神子は、どのように位置づけをもつであろうか。まず注意を要するのは、田村支配の配下であっても、地域差が大きくあり、信濃国の「ののー」と呼ばれる神子と、江戸市中や武蔵国で活動していた神子が、同様な活動形態であったとは考えにくい。信濃国では、神事舞太夫と梓神子は、キャラバンを組み、各地の檀那場を歩き回り、活動を行う。檀那からは、幼い女の子を貰い子して預かることも多く、神子に育ていくことになる。ここでの梓神子は、東北地方の神子のような単独で活動し、自らの檀那場を保有する存在ではなく、あるまで男性を頂点にしたキャラバン部隊に属して、集団的な営業に参加する神子なのである。借りの親である家で育てられ、そこで職業訓練をうけて、一人前に成長していく。生活をともにして訓練と伝授がある点で、東北地方の神子と共通するところがあるが、神事舞太夫との結婚が運命づけられて、男性に管轄されていた点で異なっていた。

文政二年（一八一九）四月十一日付けで、田村家役人の本庄内記が社奉行宛に提出した一札に、以下のように記されている。

「習合神道神差帰上法式、神託、笹被勤方之儀、初二清之咒文を唱、弊持、神降之神歌同被修行仕候得者、其病人之氏神並家内之慈神等之託御座候而、其後病人之祟り障り生霊死霊障礙出候而、何之祟何之恨夫々告候義二御座候、其上願主之任願、右除祈願仕候、右之通り勤方往古より今至迄職道秘法二御座候、尤梓神子之義者、七才合十三才迄寒行仕、其上伝授いたし候二付、縁組之義者一派之外決而他職江縁付之義者嚴敷相停止候掟二御座候、万一支配頭江差隠縁組仕候節者、頭方より御訴訟申上候得者取戻し被仰付候先例二御座候、此段少も相違無御座候」⁽¹⁵⁾（傍線、林）

梓神子が行う笹被の法式では、初めに清めのための呪文を唱え、神を降ろす神歌を歌い、祓いを行なうと、病人の氏神、家の慈神が託宣をして、祟り、障り、生霊、死霊の障礙が判明して、何の祟り、恨みであると告げて、それを除くための祈願を行うとある。祟り、恨みであると告げるのは、氏神、慈神であるのか、生霊、死霊であるのかが不明瞭ではある。祟り、恨み→生霊、死霊の障礙→病氣→梓神子による祈願→氏神慈神による病因の除去、という物語の過程をとるものと思われる。かつて梓神子は、もっぱら口寄せを業としていたが、ここにいたって笹被という病氣治療の祈禱法を得ることがわかる。

梓神子は、七才から十三才までの間に寒行を行う修行期間があることがわかる。このような見習い期間を経て、一人前になるのであるが、結婚相手は他職の宗教者ではあつてはならず、万一そうしたことがあつたならば、頭役が社奉行に上訴するともある。これによって神事舞太夫と梓神子が夫婦となる仕組みが、再生産されていくのである。神事舞太夫についても、つぎのような規定がある。

「男女成長之上家法行事致伝受、神事舞太夫職為勤可申候、尤手

跡・神学者不及申、儒学等至迄為心掛ケ相仕込可申候、万一助職・兼職等為職候者、医道ハ勿論表向ニ不相振ニ小細工者不差事⁽¹⁶⁾

ここでは男性の神事舞太夫も見習い期間を経て、家法行事を伝授されるとある。ただし手跡や神学のみならず、儒学を心がけて学ぶように勧められている。助職・兼職を行う場合でも、医道が表向きはできないとある。女性と比べると、男性には教養・学問を身につけることが求められている。女性は生霊・悪霊の祓いを行うのに対して、男性は教養が必要とされ、ジェンダーによる格差が設けられている。神事舞太夫が、梓神子と同様に儀礼や配札を行っていたが、世間との交渉や訴訟の面では、読み書きができなくてはならなかった。吉田家や土御門家との訴訟が頻発していたことを考えると、相手の神学を知っておく必要もあったであろう。

武蔵国で活動していた神事舞太夫の石山家の文書には、「取子覚帳」(天保六年)という冊子がある。各地の村から、貰い受ける予定の子供の年齢と、貰い受ける時期が備忘録として記されている。男子も女子も記されており、石山家は、積極的に取子を行い、養子にしていたことがわかる。幼子を貰ってきて、自分の家で育てて、一人前の神事舞太夫、梓神子に仕立てるのである。

文政四年(一八二二)には、田村家は、本山派修験とその妻を訴えていた。妻が、「ささはたき」という看板を出して営業を行っているが、笹祓は、田村家配下の梓神子のみならず許された特権であることを強く打ち出している。その修験が住む亀戸町の町役人が、内済を申し込んだ折の一札である。

「差上申一札之事」

一、此度当町本山派修験三乘院儀ささはたきと申看板差出妻ミチニ

右職為致候二付、御一派梓神子ニ紛敷勤方故、三乘院江御掛合御座候処同人相答候者、吉田殿免許請候故看板差出、右職相勤候由申之候二付、右候而者第一混雜ニ相成殊ニ吉田家ニささはたきと申儀ハ有之間敷、猶更本山派妻ニ而右体之職致候筋決而無之旨ニ而、触頭大行院江御掛合之上、既ニ御出訴ニも可被成候、私共立入、三乘院江も掛合候処、是迄始末心得違之旨申之候間、以来看板差出候者勿論、右体之職決而為致間敷候、依之為後日取扱人一同連印証文差上申処、仍而如件、

亀戸町家持 甚助 印

文政四巳年五月十五日

清吉 印

金兵衛 印

勘右衛門 印

田村様

御役所

御役人衆中⁽¹⁷⁾

本山派修験の三乘院の妻のミチは、吉田家より免許状を受けて、「ささはたき」という看板をかけて商売を行っていた。神事舞太夫は、ささはたきは田村家配下の梓神子のみが行うことができる特権であり、ミチの看板をはずすように訴えた。ここでは、「ささはたき」が吉田家の法式でも本山派の法式でもないところがあるが、もしそうだとすると、ミチは、見よう見真似で「ささはたき」を行うようになったことになる。夫が本山派修験でありながらも、妻が吉田家の許状を受けていることは、当事者には不都合なことではなく、当たり前のことであった。田村家配下であれば、このような組み合わせ自体が絶対にはありえない。しかし田村家配下を除くと、三乘院、ミチのような夫婦は、むしろ常態ではなかったのではなからうか。つまりそれは、本山・本所・頭は、配下の家族構成

までに干渉することはなかったからだと思われる。

神子の類型を行う場合に指標として、①神子を一人前に育て上げる再生産の仕組み、②活動内容、③檀那場の保有を挙げることができる。このなかで、①の再生産の仕組みは、きわめて重大なポイントである。

本山・本所・頭が、神子の再生産に向けて、修練のプログラム、知識の伝授を行っていたかどうか、ポイントになる。ミチの場合には、「ささはたき」は本山派、吉田家から伝授されたものではなかったようである。むしろ近在にいた梓神子の活動の様子を見ながら、始めたのではなからうか。それだから、田村家配下に発見されて、寺社奉行へ訴えられたのである。筆者が研究をしてきた土御門家配下の事例も、ミチに似ている。本所である土御門家は、配下に対して、知識や作法の伝授を提供することは少なく、免許状を与えて、営業権を保証することの方が多かった。その場合陰陽師は、自らのつてを使って親や地域の同職者から知識や作法を受け継いだものと思われる。東北の神子や田村家配下の梓神子は、師匠の家に住み込み、作法を叩き込まれて、一人前になるため訓練された。こちらの方が、よりプロフェシヨナルであり、より高度な技法を身につけていたはずである。それゆえに田村家は、自分のところで育てた梓神子が、他職の宗教者と結婚することも、奉公勤めを行うことも禁止したのである。しかし東北の神子が、自らの檀那場を持っているのに対して、梓神子は、男性のもとで統率されて、キャラバンを組ん

	東北の神子	田村家の梓神子	ミチ
再生産の仕組み	師匠家で修練、伝授	取子となり、見習いで修練、伝授	自ら修得
活動	年中行事、芸能おしら遊び	笹祓、口寄せ	ささはたき
檀那場	自ら所有	神事舞太夫と共有	不特定の顧客

で集団で営業を行っていた。そこに大きな違いがあったことを見逃すことはできない。神子を考察する場合には、地域性の違いと再生産の仕組みを考慮すべきことを確認して攔筆する。

註

- (1) 神田より子「神子と修験の宗教民俗学的研究」(岩田書院、二〇〇一年)
- (2) 西田かほる「神子」(『民間に生きる宗教者』吉川弘文館、二〇〇〇年)
- (3) 同上
- (4) 神田より子「近世期修験道に見る巫女の宗教儀礼」(『宗教と儀礼』ハンシン大、二〇〇五年)
- (5) 林淳「神事舞太夫の家職争論」(『人間文化』十八号、二〇〇三年)、同「近世陰陽道の研究」(吉川弘文館、二〇〇五年)、II部一章、同「諸社禰宜神主法度と諸宗教者の世界の変貌」(吉川弘文館、二〇〇六年)。本稿は、これらの論文と内容的に重複する箇所があることをお断りしておく。
- (6) 「神事舞太夫共由緒写」(国学院大学黒川文庫)
- (7) 「諸宗便覧」(東京大学史料編纂所蔵)
- (8) 同上
- (9) 石山家文書(所沢市教育委員会蔵) L1111-1256
- (10) 同上
- (11) 同上
- (12) 長岡克衛「『のー』巫女の研究」(『信濃』10巻12号、一九五八年)、中野洋平「近世信濃国における神事舞太夫・梓神子組織の展開」(日本民俗学会大会での発表資料、二〇〇四年)
- (13) 註(5)に挙げた書物
- (14) 註(12)の長岡論文
- (15) 石山家文書L3-3-1438
- (16) 同上
- (17) 石山家文書L1-12-425

〔付記〕 本稿の着想は、神子研究会での発表、議論から多くを得ている。参加している方々、とりわけ神田より子氏と西田かほる氏には、深謝申し上げるしだいである。また石山家文書の閲覧に際しては、所沢市教育委員会の方々にご配慮いただきましたことを御礼申し上げます。

(愛知学院大学文学部、国立歴史民俗博物館共同研究員)
 (二〇〇七年九月十四日受理、二〇〇八年二月二十八日審査終了)

表 「舞太夫分布」

Ⅲ 上野国	
村・町名	軒数
木崎宿	3
入金井村	1
新田入泉村	3
大原村	2
朝見台村	5
如来堂村	4
赤堀村	2
高崎新田	3
南町	2
箕輪村	1
高崎新町	2
玉村	1
前橋領繩手村	1
郷原村	2
富岡村	4
一ノ宮村	1
吉井宿	3
小野村	1
神田村	5
東平井村	1
藤岡宿	1
浄法寺村	4
長沼村	2
	ノ 54

Ⅳ 下総国	
村・町名	軒数
船橋宿	1
米木村	2
戸上村	2
龍服寺	3
山田村	2
佐倉元町	1
元佐倉村	1
臼井村	1
月見里村	2
岩留村	1
栗山村	1
成田村	1
福田原村	1
麻生村	2
松子村	1
森戸村	1
伊佐部村	1
佐原村	1
小見川村	2
笹川村	4
府馬村	3

平形村	3
浦和宿	1
南部蓮沼村	1
下上尾村	4
元嶋谷木村	1
笠原村	1
種足村	1
吉見今泉村	3
上野村	4
目沼村	2
上新沢村	1
若宮村	1
半沢村	9
八幡山村	1
深谷宿	1
本庄宿	1
三ヶ尾村	6
鉢形村	5
奈良梨村	1
妙覚村	1
小用村	1
太豆戸村	1
榛沢村	3
安戸村	1
秩父井上村	7
高坂村	4
坂戸村	1
松山村	1
川越上郷村	3
田波目村	1
身尾野谷村	1
の場村	6
浦和宿	1
与野宿	1
川越蓮慶寺門前	1
藤沢村	3
金子村	2
膳蔵新田	1
北入曾村	1
長谷部新田	1
女影村	2
笠幡村	1
上清戸村	3
川口村	1
諏訪宿村	4
五ヶ市宿	3
二之宮村	1
日野宿	1
	ノ 147

Ⅰ 御府内	
村・町名	軒数
神田松永町	1
豊嶋町	1
芝浜松町	1
芝浜松町二丁目	1
金杉二丁目	4
芝三田四丁目	1
北八町堀五丁目	1
青山久保町	3
四ッ谷伝馬町三丁目	1
四ッ谷七軒町	1
下谷阪本町一丁目	1
本所亀井戸町	5
	ノ 21

Ⅱ 武蔵国	
村・町名	軒数
品川領二日・五日市村	1
太尾村	2
加瀬村	1
丸子村	1
沼辺村	1
久地村	1
河和村	1
溝口村	1
関村	1
仙泊村	1
神奈川宿	1
伏江領川藤村	1
武州半領平沼村	1
三輪野地村	1
彦成村	1
赤山領長右衛門新田	1
新井新領平形村	1
粕壁宿	1
岩附領尾ヶ崎村	1
太田新井村	4
蓮田村	2
根金村	1
戸塚村	2
三ノ輪村	1
千住宿三丁目	1
葛西東小松川村	1
西平井村	1
小岩村	1
鎌田村	1
萩宿	1
並木村	1
八王子村	1

表 「舞太夫分布」つづき

Ⅶ 常陸国

村・町名	軒数
下長村	1
牛宿	1
竹原村	1
小鎌古宿	2
小塚村	1
夏瀬村	1
水戸御館下町	1
安店村	1
湊村	1
八女子村	1
香取村	1
佐原村	1
川原子村	1
成沢村	1
小木津村	1
石町	1
手縄村	1
高萩原村	1
足洗村	1
町屋村	2
東上瀧村	1
大中村	1
薬屋村	1
西染村	1
天下野村	1
山形村	1
樋沢村	1
松野村	1
西金村	1
部垂村	1
古内宿	1
隠根村	1
小勝村	1
柿岡村	1
神部村	1
白井村	1
真壁村	1
北條村	1
吉津村	1
下妻町	1
久下田樋口村	2
久下田村	1
馬部村	1
吉野村	1
山田村	1
	✓ 48

牛宿	1
久保村	1
樋津場村	1
久留里村	2
北能村	1
本郷村	2
柿木台村	1
関沢村	1
奈野村	2
今馬村	1
市ヶ原村	1
仰黒村	1
小原中嶋村	2
六半村	2
木更津宿	1
堀内村	1
市場村	3
森横岸村	2
峯神村	1
佐貫村	1
久保村	2
二間塚村	3
子安村	1
篠郡村	1
木更津村	1
三ヶ作村	1
中嶋村	1
勝村	1
姉ヶ崎村	3
椎津村	1
佐保村	1
大坪村	1
小田郡村	2
天羽郡萩生村	1
百首村	1
	✓ 79

Ⅵ 安房国

村・町名	軒数
保田村	1
本郷村	1
佐久間村	2
岡本村	1
飯山村	1
安馬谷村	2
白子村	2
上小原村	1
	✓ 11

鐮木村	1
太田村	1
松崎村	1
八日市場村	1
米倉村	2
笹本村	1
寒川村	1
千葉村	1
向寒川村	1
生実村	1
大部村	1
山崎村	1
鹿野村	2
番所新田	1
馬後村	1
孫山村	1
流山村	1
下高井村	1
天神郷村	2
岩井村	2
高井村	1
宮和田村	1
河原代村	1
	✓ 61

V 上総国

村・町名	軒数
横戸台村	1
大台村	1
横芝村	1
殿部田村	1
小柳村	3
来東村	2
福田原村	1
百首村	1
西野村	1
押尾村	2
福原村	1
幸田村	1
岩熊村	1
万騎村	1
布施村	1
引田村	1
大神村	1
中原村	1
金谷村	3
長南村	1
徳増村	1
佐瀬村	2
高畑村	1

表 「舞太夫分布」つづき

宗源寺村	1
沼間村	1
豆子村	4
下宮田村	1
	ノ 90

X 信濃国

村・町名	軒数
長久保宿	5
芦田原町	4
望月宿	6
松代東條村	2
牧野崎村	3
中野村	1
小泉村	2
祢津村	12
伊勢山村	3
小塚村	5
和子村	7
上田鎌原村	1
岩村田宿	1
坂木宿四ツ谷村	1
御所平村	1
比田井村	3
下中込村	2
	ノ 59

XI 甲斐国

村・町名	軒数
山梨郡蔵田村	1
後屋敷村	4
	ノ 5

(注) 本表は「支配下人数書」(石山家文書L1-19-674)を一覧表にしたものである。

竹松村	1
成田村	2
柏坂村	1
大磯村	1
平塚宿	2
曾谷村	2
土屋村	2
片園村	1
藤沢宿	1
八幡新宿	2
塩海村	2
国府新宿	8
鎌倉長谷村	1
愛甲村	3
大畑ケ村	1
白根村	2
七五三引村	2
伊勢原村	1
座間村	3
田代村	1
津久井古屋村	2
岡田村	1
田畑村	3
田村	1
一ノ宮村	1
円行村	2
四ツ谷葉取向	1
三浦葉山内	3
武井村	1
三浦沼村	1
大津村	4
鎌倉材木座村	1
名越村	1

Ⅷ 下野国

村・町名	軒数
姥ヶ谷村	1
茂手木村	1
千本村	1
鳥山村	1
大桶村	1
左良土宿	1
余瀬村	1
大田原村	1
小川村	1
三谷村	1
権木村	1
西方村	2
富田村	5
佐野中宿	1
今井村	1
犬伏村	1
小友村	5
	ノ 26

Ⅸ 相模国

村・町名	軒数
小田原新宿	3
古新宿	3
小田原	1
曾我原	1
鍋町	1
万町	1
寺町	1
酒匂村	2
延沢村	3
宮台村	3

Azusa Miko and Sacred Dance Masters (Shinjinmai-dayu)

HAYASHI Makoto

When considering sociohistorical forms of miko it is necessary to develop additional arguments drawing on the pioneering work of Yoriko Kanda and Kaoru Nishida. Nishida posed the fundamental question of why miko were not affiliated with a particular head of a religious sect in the Early Modern period. This question surprised researchers studying the occupations of religious practitioners in the Early Modern period, an area of study that has become popular since the 1990s. Nishida noted that “to have their religious activities guaranteed by the shogunate, miko, who were not affiliated with a particular head, had to become part of the organization of a religious sect to which their husband or father, in other words, a man, belonged.” She also observed that “in Early Modern society occupations were inherited by households”. In contrast, when discussing the rituals of miko with shugen (mountain asceticism) affiliations, Yoriko Kanda, who has conducted extensive fieldwork in the Tohoku region, criticized Nishida by saying, “since miko essentially are not affiliated to heads, Nishida’s theory, which uses the argument of the household system to make conclusions about either shugen or miko, is not applicable.” This question hints at the danger of generalization given that the social forms of others also called miko are diverse in both terms of geographical region and historical period.

This paper traces the formation of orders of sacred dance masters (shinjinmai-dayu) and azusa miko in an attempt to classify miko. In the institution headed by Tamura, which led these practitioners, it was compulsory for followers to work as couples. Azusa miko were prohibited from marrying men with other affiliations. Both miko in Tohoku and azusa miko, who were followers of Tamura, lived in their master’s house where they received thorough training so that they became proficient practitioners. In this sense, they were professionals who acquired advanced skills. In contrast, miko who were followers of Tsuchimikado or Yoshida paid a fee to the head where they were based so that they could continue with their activities. It would appear that the heads were not concerned with what these miko did. While the miko in Tohoku studied by Kanda had their own territories called “dannaba” and were also economically independent, azusa miko, who were followers of Tamura, were under the control of men (sacred dance masters) and formed caravans with men with whom they carried out their activities. The huge difference between these two types of miko is unmistakable. When investigating miko from the Early Modern period onwards, such studies need to take account of regional characteristics while paying attention to the system of reproduction and the possession of territories.